

令和4年度第3回 旭川市雪対策審議会 会議録

- 1 開催日時 令和4年10月17日(月) 18:30~19:45
- 2 開催場所 旭川市役所総合庁舎 議会棟第2委員会室 (旭川市6条通9丁目)
- 3 出席者 **【委員】** 14名
飯野委員, 井上委員, 上田委員, 大野委員, 奥平委員, 帯川委員, 葛西委員, 田中委員,
谷委員, 堤委員, 中込委員, 中田委員, 松林委員, 武藤委員, 若栗委員
【事務局】 7名
幾原雪対策担当部長
澤渡土木部次長(土木事業所長)
(雪対策課) 時田課長, 高垣課長補佐, 熊澤課長補佐, 伊藤課長補佐, 村形主査
- 4 欠席者 **【委員】** 1名
松林委員
- 5 傍聴者等 傍聴者1名, 報道記者3名
- 6 議題 雪対策に関する条例骨子案について
- 7 資料 次第
資料1 (仮称) 旭川市雪対策基本条例骨子案
資料2 (仮称) 旭川市雪対策基本条例骨子案について
資料3 他自治体の雪に関する条例の名称
資料4 行政指導に従わない者の公表について
- 8 会議録(要点) 別紙のとおり

会議録（要点）

1 事務局から報告

本日の出席委員数が過半数を超えており本審議会が成立していること、本日の審議会も公開かつ傍聴できることとしており、傍聴者の定員を5名としていること、本日の傍聴者数が1名であること及び前回審議会の会議録配布について事務局から報告。

2 開会

ただいまから、令和4年度第3回旭川市雪対策審議会を開会する。

3 議題

会長の進行のもと、議題について、資料1、2及び4に基づき事務局からの説明後、雪対策に関する条例について審議した。議事進行は次のとおり。

【会長】

ただいま説明がありました（仮称）旭川市雪対策基本条例骨子案についてですが、これまでの議論を踏まえ骨子案の事務局案として示された形になりますので、項目ごとに一つ一つ確認していきたいと思います。

まず、1の目的について御意見はありますか。

【委員】

2行目「雪に関するルールやマナー」について、「3 市の役割」以降で、「雪処理についてのルールやマナー」や、「除排雪に関するルールやマナー」との記載があります。「雪処理」に関するルールやマナーと記載するなり、記載を統一するなり整理してはどうかと思います。

また2行目から3行目にかけて「雪に関する課題」とありますが、少し漠然と感じるので、「雪対策に協働して対応する」とするのが適当ではないかと思います。

【会長】

事務局で検討してもらいたいと思います。次に「2 定義」について御意見はありますか。

【委員】

市民の定義について、まちづくり基本条例では市民等と「等」が入っています。この案では、滞在する者、多分旅行者や、あとは市外から通勤・通学している人も含んでおり、「等」を入れるのはどうなのかとの考えもあります。例えば市外から来ている人に駐車のマナーとかを守ってもらうため定義に加えたというような意味合いと受け取って良いのでしょうか。

【事務局】

まちづくり基本条例の「市民等」の定義は、市民、市内に住所を有する者、市内に通勤し、又は通学する者及び市内において事業を営み、又は活動する個人又は法人その他の団体であり、今回の骨子案でいう事業者の部分が含まれており、市民と事業者の定義を分ける必要があると考えたため、このような表現としています。

「市民」の定義については、今後、市内部の条例担当の部署と言葉と定義の調整を行いたいと思います。

【委員】

地域のまちづくりを行う団体を地域活動団体と規定していますが、町内会だけですか。例えば市民委員会や社会福祉協議会、老人クラブなどそういう団体も含めてという意味ですか。

【事務局】

その地域でまちづくりを行う団体を地域活動団体と定義していますので、町内会のほか市民委員会など、まちづくりに関係する団体は地域活動団体に含まれると解釈して良いものと考えています。

【委員】

確認ですが、町内会と市民委員会とまち協、この三つは地域活動団体で、社協は含まれないものと考えていいのでしょうか。

【事務局】

地域活動団体等が行うパトロールなどの取組を地域除雪活動と定義しており、現段階の事務局の考え方としては、社会福祉協議会やボランティア団体などは、この「等」に含まれる意味合いなのかと考えておりますが、「市民」の定義と同様、今後、市内部の条例担当の部署と確認をしながら整理していきたいと考えています。

【委員】

地域除雪活動として、生活道路の除排雪や地域の雪押し場の確保など道路の関係の除雪が文言として例示されていますが、ボランティア除雪もここに入れてよいのではないかと思います。

【委員】

例えば社会福祉協議会で屋根の雪下ろしを行っています。地域除雪活動の中に、そうした取組も文言として載せる必要があるのではないのでしょうか。

【会長】

皆さんの御意見を伺っていて、地域除雪活動とは、一市民としての地域活動に関わるものなのか、社会福祉協議会の業務としての活動も含むものなのかなど、考え方の整理が難しいと感じます。条例で定義するならば、地域除雪活動は市民のボランティア、そこに限定するの可否かなど、事務局で検討してもらいたいと思います。

【事務局】

地域除雪活動の定義自体は、雪対策基本計画の中で箇条書で羅列しており、定義として全部載せてしまうとどうしても細かい内容になってしまうので、条例ではこのような取組であると概略的に表現したいと思います。少し内容的に工夫して、全体を網羅できるような言葉があれば、組み入れることも考えたいと思います。

【会長】

次に「3 市の役割」、「4 市民の役割」、「5 事業者の役割」について御意見はありますか。

【委員】

市の役割として、市民や事業者に（施策の実施について）周知を図るとありますが、周知の媒体は、主に広報誌などになるのでしょうか。滞在する観光客に周知が図られるのか疑問に感じますし、市民の定義として必要なかどうかと思います。

【事務局】

どの媒体かを条例で特定するものではありませんが、考え得るものとしては広報紙もそうですし、周知の内容によっては、SNSとかホームページなど様々な媒体の活用が考えられると思っています。滞在の文言については、先ほどの市民の定義と同様、文言の整理をしたいと思います。

【委員】

「1 目的」で他の委員からも意見がありましたが、ルールやマナーに関する記載のところで「雪処理についての」、「雪処理の」、「除排雪に関する」と表記が何種類もあるので、どんな表現が適切なか確認してもらいたいと思います。

【事務局】

「雪処理」と「除排雪」、また「雪対策」、この3つの言葉の使い分けについて、整理したいと思います。

【会長】

次に「6 遵守事項」です。事務局から、道路への雪出しについては「してはならない」とする義務規定で、路上駐車と雪処理の配慮については努力義務とするという、前回の審議で整理した内容から大きな変更はありませんが、委員意見を踏まえ一部修正したとの説明がありました。皆さんから御意見はありますか。

【各委員】

※意見等なし

【会長】

それでは、事務局案のとおりとします。次に「7 指導及び勧告」についてです。道路への雪出し行為について、道路交通等に支障があると認めたときに指導することができる規定と、指導に応じない場合に勧告することができる旨の規定について事務局から説明がありましたが、皆さん御意見や御質問はありますか。

【各委員】

※意見等なし

【会長】

次に資料4で説明のありました、勧告に従わない者の氏名の公表についてです。

事務局の説明ををまとめると、まず、勧告という任意の行政指導に従わない者への意見聴取の機会と、法律による処分の際の聴聞という類似の規定が重複しているということ、2点目として、公表は経済的な損失など社会的な制裁という面があるので、不利益処分に当たる可能性があるという内容だったと思います。

道路への雪出しは、法令で禁止されている行為であり道路交通上の支障があるので不利益な取扱いには当たらないとの考え方も成り立ちますが、私の意見としては、これまで皆さんと審議を続けてきた結果を踏まえると、社会的制裁を科すのは、行政指導で指導勧告を行っても雪出しを止めない人に対して処分や罰則が規定されている道交法などの法令で対処すれば良く、条例で公表の規定を設ける必要はないと考えていますが、皆さんから御意見御質問はありませんか。

【委員】

公表しない考えで良いと思います。

【委員】

私も公表しない考えで良いと思います。

【会長】

公表した方が良いとの御意見がなければ、勧告に従わない人の氏名等の公表については、本審議会としては骨子案には盛り込まないものとして整理したいと思いますが、よろしいでしょうか。

【各委員】

※了承

【会長】

次に「8 関係機関との連携」と「9 財政上の措置」の2項目について一括して皆さんに御意見御質問を伺いたいと思いますが、いかがでしょうか。

【各委員】

※意見等なし

【会長】

それでは、事務局案のとおりとします。次に資料2についてですが、こちらは、旭川市の除雪の現状や課題など、骨子案を策定するに至る経緯や、骨子案の概要などが1枚にまとめられたもので、骨子案と一緒にパブリックコメントの資料として公開を予定しているという説明ですけれども、皆さんから御意見等はありませんか。

【会長】

この資料を見ると、何故旭川市で雪対策基本条例を定めるのか、条例を制定する背景が非常に分かりやすく記載されています。この内容を骨子案や条例の冒頭に盛り込むことはできないのでしょうか。雪対策基本条例を制定する背景を条例の冒頭に書き入れると、この条例の大事さが市民に伝わるのではないかと思います。また条例の概要も骨子案に説明書きとして加えられないかと思います。

【事務局】

資料では、破線部分を解説として加えていますが、骨子案のパブリックコメントの際は、実線の項目部分のみを記載することを想定しています。このため、背景等については骨子案の鑑として御覧いただこうと考えたものです。背景を前文に加えている条例も一部にはあり、市内部の条例担当部署とも協議を進める中で、前文として記載することができるか、どこまでの内容を入れるかなど検討を進めていきたいと思っています。

【会長】

パブリックコメントで意見を求めるので、「何故、この条例を制定するのか」をきちんと市民に伝えられるよう進めてもらいたいと思います。

それでは資料2は事務局の説明のとおり、骨子案の前文としてパブリックコメントの際に使ってもらいたいと思います。

これで、事務局から提示のありました骨子案についての審議が一通り終わりましたが、改めて骨子案全体について皆さんから御意見御質問はありますか。

【委員】

雪処理のルールやマナーを守るよう努めると市民と事業者の役割を定めていますが、その一方で遵守事項では義務規定となっていて、この使い分け、考え方について教えて欲しいと思います。

【事務局】

市、市民、事業者の役割の部分については、各々が守るべき内容を理念的に定めたもので、遵守事項の方は、その役割を踏まえた上で、法令で禁止されている道路への雪出しなど守るべき具体的な内容を定める内容としています。

【会長】

役割の部分については、「市、市民、事業者それぞれが主体的に努めます」という表現で、ある意味宣言するような項目であり、それを遵守すること、又しなかった時のことといった部分を項目6、7の遵守事項で定めていると思います。

ほかに御意見はありますか。

【委員】

町内会の未加入者にはどのように条例を周知しようと考えていますか。

【事務局】

町内会の方には回覧などの方法がありますが、未加入者には広報誌やホームページなどを使う必要はあると思います。いずれにせよ新たに条例を制定するので、様々な媒体を使って周知していかなければならないと考えています

【委員】

高齢者になると、ホームページとかはまず見られないと思うので、やっぱり紙が優先なのかなと思います。

【事務局】

雪対策基本計画でも、様々な媒体で周知、啓発をしていきますとうたっており、町内会に属さない人たちに対しても、耳や目に入るような何かしらの取組をしていきたいと思っています。ただ、自ら情報を入手しようと思わない限り、なかなか目に頭に入ったりはしないものだと思いますので、受け身の人でも自動的に入って

くるような、チラシを配るだけではなく、何となくその辺を歩いてたら、自動的に画面に出て来るような見せ方も今後考えて行かなければならないと感じています。

【委員】

旭川駅のところにもモニターがありますよね。その予算を確保して放映してもらうのはどうでしょう。

【事務局】

旭川市の枠があるのか、どのようなやり方なら放送できるのかなどありますが、周知の方法は色々あると思うので、粘り強く取り組んでいきたいと思います。

【委員】

周知方法については、予算とか関係なく話すのであればテレビや新聞。若い人を対象とするならツイッターなどSNSでの発信が効果的だと思います。また、大学生などの学生であれば、学校内に貼ってあるポスターを見る人も多いので、色使いを派手にするなど興味を引くようなものにすれば、目を引くのではないかと思います。

【会長】

ほかに御意見等がありますか。

本日は、多様な御意見ありがとうございました。現行の審議日程では、次回の審議会で骨子案を最終確認し市長に答申することになりますので、御協力をお願いします。

4 その他

会長の進行のもと、条例骨子案の名称、雪対策基金の設置報告及び、第2回審議会で意見のあった除雪ボランティアの窓口について事務局から説明。進行は次のとおり。

【会長】

1点目の条例骨子案の名称については、雪対策を包括する条例として「旭川市雪対策基本条例」という名称にしたいとの説明でした。もし皆さんの中で、こんな名称がいいなどの意見がありましたら、早めに事務局に連絡をお願いします。

2点目、3点目は、基金の設置と除雪ボランティアの報告でしたが、これに関して御意見はありますか。

【各委員】

※意見等なし

【委員】

もう1つお願いしたいのは、小中学校の授業で冬の間に関雪に関する授業を設けて欲しいと思っています。旭川市ではこのように除雪をしていますという話だったり条例の話だったり。地域の除雪ボランティアについて話すのであれば市民委員会や町内会から人を出して説明することもできるので、是非やって欲しいと思います。

【事務局】

条例を制定した後、どのように周知していくかという中で、教育という観点で何かしら実施していく必要もあると思いますので、どのように進められるかも含め今後検討していきたいと思います。

事務局より任期中に答申を行う関係から、次回の審議会について11月21日～30日の午後6時30分から開催すること、配布の日程調整表で都合を確認し、10月24日の週に日程を決定したいとの説明があった。会長から委員に諮り、都合を確認し速やかに連絡すること、開催日、会場は会長と事務局に一任願うことが説明された。

5 閉会

【会長】

以上で令和4年度第3回雪対策審議会を閉会します。